長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金実施要領

（趣旨）

第１条　県は、在宅医療及び介護の充実を図るため、訪問看護未経験者が不安なく訪問看護分野への就労を選択できる育成環境を整え、もって訪問看護人材の確保及び定着を促すことを目的に「長崎県訪問看護ステーション人材確保事業補助金」（以下、「補助金」という。）を交付するものとする。

　　その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)、長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示460号の９)及び長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条　この要領で使用する用語の意義は、次項に定めるところによる。

１　「訪問看護未経験」とは、過去に訪問看護の業務（医療機関からのみなしを含む）に従事した経験のない看護職をいう。

２　「看護職」とは、保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。

３　「訪問看護」とは、介護保険法第８条第４項、健康保険法第８８条に規定するものをいう。

（補助金交付の対象事業者）

第３条　この要領において補助金の交付を受けることができる者は、次のすべての要件を満たす県内の訪問看護ステーションとする。

１　補助金申請時点で、介護保険法第41条第１項本文の指定を受け１年以上経過した事業者であること。

２　訪問看護経験3年以上の看護職員を2名以上配置していること。

３　訪問看護経験が豊富な看護職を指導者としてあてることができること。

４　以下の条件をすべて満たす訪問看護未経験の看護職の雇用、育成計画の作成及び計画に則った育成及び評価を実施すること。

（１）　訪問看護未経験の看護職は次の要件をすべて満たす者であること。

ア）　補助金申請年度内に雇用された者。

イ）　当該訪問看護ステーションに専従して勤務すること。

ウ）　雇用形態は常勤・非常勤を問わない。ただし、育成期間中の週平均勤務時間が概ね20時間を下回らないこと。

エ）　6か月以上雇用する見込みであること。

（２）　長崎県訪問看護サポートセンター「新卒（新人）訪問看護師育成プログラム」等を活用し、雇用した訪問看護未経験者の育成に必要な期間の育成計画を作成のうえ、育成を行うとともに、育成の段階ごとに定めた目標に対する達成状況について評価を行うこと。

（補助金の対象期間及び対象経費）

第４条　補助金の対象期間の始期は、雇用開始または交付決定のいずれか遅い期日とする。補助対象期間は第6条第1項または第2項に該当する訪問看護ステーションは6か月間、それ以外のステーションは3か月間とする。ただし、当該看護職が補助対象期間未満で退職した場合は、補助対象期間の始期が属する日から退職した月の前月までとする。補助金の対象経費は、補助対象期間中に生じた前条の事業を実施するための経費で別表に掲げるものとする。

（補助金額）

第5条　前条で規定する対象経費と基準額を比較して低い方の額に2分の1を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

（事業所の採択）

第6条　予算の範囲内で事業所を決定する。応募事業所が多数の場合は、次の各項の訪問看護ステーションを優先し、予算の範囲内により選定する。応募事業所が少数の場合には、再募集を行うことがある。

１　過疎地域の訪問看護ステーション

（長崎県過疎地域持続的発展方針において、過疎地域に指定された地域：平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、島原市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、小値賀町、新上五島町、長崎市（旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町の区域）、佐世保市（旧吉井町、旧世知原町、旧宇久町、旧小佐々町、旧江迎町、旧鹿町町の区域）諫早市（旧小長井町）の計15市町）

２　小規模（常勤換算数：４名未満）の訪問看護ステーション

（交付申請）

第7条　交付申請手続きの際に提出が必要な書類は以下のとおりとする。

１　補助金交付申請書（様式第1号）

２　事業計画書（様式第２号）

３　経費所要額調（別紙1－１）

４　収支予算書（別紙1－２）

５　誓約書（様式第３号）

６　雇用予定者の履歴書（写）

７　雇用予定者の資格を証明する書類（写）

８　育成計画書類

９　その他参考となる書類

（変更申請）

第８条　交付決定後に事業計画や補助金額に変更が生じた際は、以下の書類を提出する。

　　１　変更交付申請書（様式４号）

　　２　事業変更計画書

　　３　経費所要額調（別紙１－1）

　　４　収支予算書（別紙1－2）

（実績報告）

第９条　実績報告の際に提出が必要な書類は以下のとおりとする。提出期限は事業終了後30日後以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までとする。

１　実績報告書（様式第５号）

２　事業実績書（様式第６号）

３　経費精算額調（別紙1－3）

４　収支決算書（別紙1－4）

５　育成評価書類（事業終了時点のチェックシートや研修受講履歴など：任意様式）

６　支出内訳書類（給与や勤務時間、経費の詳細がわかるもの：任意様式）

７　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第７号）※消費税額が確定後送付

（その他）

第10条　この要領のほか、必要な事項については、県が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和２年 ９月１５日から施行する。

この要領は、令和４年 ５月１０日から施行する。

この要領は、令和６年 ６月１４日から施行する。

（別　表）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象経費 | 訪問看護ステーションの類型 | 基準額 | 補助率 |
| 補助開始月から６か月以内に生じた第３条第４項の事業実施に係る人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等）及び研修等参加に係る経費（旅費、役務費等） | 第６条第１項または第２項に該当する訪問看護ステーション | 1,200,000円※１ | １／２以内 |
| 補助開始月から３か月以内に生じた第３条第４項の事業実施に係る人件費（給料、報酬、賃金、法定福利費、福利厚生費、賞与、手当等）及び研修等参加に係る経費（旅費、役務費等） | 第６条第１項または第２項以外の訪問看護ステーション | 600,000円※１ |

※１　ただし、当該看護職が補助対象期間未満で退職した場合は、補助対象月数に20万円を乗じた額を基準額とする。

（参考）雇用開始時期と補助対象期間の考え方

事業所実施事項

県実施事項

1. 交付決定前に雇用開始している場合

4.1以降

交付申請

応募

実績報告

請求

事業終了

雇用開始

事業所採択

交付決定

交付額確定

補助対象期間

（６か月または３か月）

1. 交付決定後に雇用開始する場合

雇用開始

応募

事業終了

実績報告

交付申請

請求

事業所採択

補助対象期間

（６か月または３か月）

交付決定

交付額確定